


所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市いじめ問題調査委員会規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市いじめ防止対策推進条例				
	部課機関	学校教育部教育指導課				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市いじめ防止対策推進条例第12条第7項の規定に基づく、東大和市いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、東大和市いじめ問題調査委員会規則を制定する。</p> <p>(1) 主な内容 委員長の設置、会議の開催、専門調査員の設置、部会の設置、守秘義務、庶務</p> <p>(2) 施行日 令和2年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市いじめ問題調査委員会の設置が必要になった場合、適切に対応できる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。